

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業委託業務 プロポーザル公募要領

令和元年6月19日
岐阜県清流の国推進部
外国人活躍・共生社会推進課

第1 委託業務の目的

県内に在住する外国人が安心して地域社会で生活するためには、生活上必要となる日本語能力を習得することは不可欠です。この事業では、県内日本語教育の現状、外国人のニーズや実態を把握した上で、「生活者としての外国人」が身近な地域で日本語を学ぶことができる体制を整備するための実施計画（以下「実施計画」という。）を策定することを目的とします。

事業実施にあたり、事業者の企画力、専門知識等を活用することで、より効果的、効率的に事業を遂行するため、県内日本語教育の現状把握、在住外国人のニーズ等に関する実態調査から体制整備に向けた具体的な実施計画案作成までの業務を外部委託することとします。委託先の選定に当たっては本業務に最も適した事業者と契約するため、広く提案を募集します。

第2 委託業務内容

1 委託業務名

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業委託業務

2 委託業務内容等

別紙「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業委託業務に係る仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和2年2月14日（金）まで

4 委託費の上限

4,470,000円（消費税及び地方消費税込み）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、文化庁が進める日本語教育の動向、全国で展開されている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の現状や課題について熟知し、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という）であって、以下の①から⑤までの条件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要

領」に基づく入札参加資格停止措置をプロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。

- ④ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

2 企画提案書の作成

企画提案書（別紙3）により、作成してください。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール(受付期間等)

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 募集要領等の公表・配布 | 令和元年6月19日(水)～令和元年7月9日(火) |
| ② 公募要領等に関する質問書受付 | 令和元年6月19日(水)～令和元年7月9日(火) |
| ③ 参加申込書 | 令和元年6月19日(水)～令和元年7月9日(火) |
| ④ 企画提案書 | 令和元年6月19日(水)～令和元年7月18日(木) |
| ⑤ プロポーザル評価会議 | 令和元年7月25日(木) |
| ⑥ 評価結果の通知・公表 | 令和元年8月上旬(予定) |

(2) 募集要領等の公表・配布

- ① 配布日時 令和元年6月19日(水)～令和元年7月9日(火)まで
県庁窓口での配布時間は8時30分から17時15分までです。
 - ② 配布場所 岐阜県 清流の国推進部 外国人活躍・共生社会推進課 多文化共生係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁3階)
- ※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル」からも入手可能です。

[\(http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/\)](http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/)

(3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書(別紙1)受付期間
令和元年6月19日(水)～令和元年7月9日(火) 午後5時15分必着

②提出方法

質問書(別紙1)を外国人活躍・共生社会推進課にFAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。提出後、到達したことを確認してください。

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その利害を害するおそれのあるものを除き、随時岐阜県庁ホームページ「トップ>県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル」(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>)にある本業務のページ上で公表します。

(4)参加申込書の受付

① 参加申込書(別紙2)受付期間

令和元年6月19日(水)～令和元年7月9日(火)午後5時15分必着

② 提出方法

- ・参加申込書(別紙2)を外国人活躍・共生社会推進課まで持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

(5)企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和元年6月19日(水)～令和元年7月18日(木)午後5時15分必着

② 提出書類

- ア 企画提案書(別紙3)
- イ プロポーザル評価資料(社会的課題へ取組)(別紙4)
- ウ 見積書
- エ 誓約書(別紙5)

③ 提出部数

6部(正本1部、副本5部)

④ 提出方法

- ・上記書類を外国人活躍・共生社会推進課まで持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

⑤ その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(6)プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 募集要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果が生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認められません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56条）に基づいて情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日正午までに辞退届（様式自由）を外国人活躍・共生社会推進課に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。
- ③ 経費の費目、内訳、単価、数量等を明示して具体的に記載し、提案内容と整合性がとれるものとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、「評価会議」における評価は、評価項目及び評価内容（別記）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催日時

令和元年7月25日（木）※詳細は別途連絡

② 開催場所

OKBふれあい会館 小会議室404（岐阜市藪田南5丁目14番53号）

③ 企画提案の所要時間(予定)

- ・プレゼンテーション 20分間（プロポーザル参加申込書の受付順）
- ・プレゼンテーション終了後、評価会議構成員からの質疑（10分程度）を行います。

④ 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・評価会議は非公開で行います。また、プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・プレゼンテーションを行う方は3名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。資料のみでプレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時刻に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第5 選定に係る事項

1 最優秀提案者の選定方法

評価結果に基づき、外国人活躍・共生社会推進課において、評価会議構成員の評価点の合計が最高点の者について構成員の意見も踏まえて総合的に審議の上、最優秀提案者（契約交渉の相手方）を選定します。

2 複数の最高得点者が生じた場合の取り扱い

評価の結果、複数最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案候補者とします。なお、評価点及び提案金額が同額である者が複数者いる場合は、当該提案者によるくじ引きにより最優秀提案候補者を決めます。

3 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

4 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）

- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません。）
- ④ 最高優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第6 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととします。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 企画提案内容の遂行

委託者は、本仕様書及び企画提案書の内容に基づき、委託業務を遂行するものとします。

(2) 関係法令等の遵守

受託者は、職業安定法、労働基準法、労働関係調整法その他の関係法令を遵守してください。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、その一部を委託することができます。

(4) 個人情報保護

受託者は、受託者が行う業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）及び別紙仕様書添付の別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(5) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自分の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(6) 知的財産権の取り扱い

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、或いは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用に当たり支障のないよう書面により確認しなければなりません。なお、書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処しなければなりません。

(7) 第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合は、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければなりません。

第8 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託業務終了若しくは契約の取消しなどにより、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅延なく提供することとします。

第9 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号(県庁3階)

岐阜県 清流の国推進部 外国人活躍・共生社会推進課 多文化共生係

TEL:058-272-1483(直通)

TEL:058-272-1111(内線3355)

FAX:058-278-2562

電子メールアドレス:c11176@pref.gifu.lg.jp

別記

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業委託業務 評価項目及び評価内容

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、評価会議構成員（3名）の採点数合計を算出する。配点合計（100点）の6割（60点）を基準点とし、各構成員の採点数合計の平均（3名の構成員の採点数合計÷3）が基準点を満たさない提案者は選定対象としない。

評価項目及び評価内容	評価点				
	優良	良	普通	やや劣	劣
提案内容の妥当性(70点)					
1 事業目的について(20点)					
① 事業目的、業務内容をよく理解した提案になっているか。	10	8	6	4	2
② 本県及び全国の日本語教育の現状を熟知し、専門的知見に基づいた提案になっているか。	10	8	6	4	2
2 企画内容について(50点)					
① 検討委員会における検討事項として、県内日本語教育の現状を踏まえた適切な提案がなされているか。	10	8	6	4	2
② 実態調査対象者の選定、アンケート調査、ヒアリング調査方法について、適切かつ実現可能な提案になっているか。	10	8	6	4	2
③ 実施計画案について、他県の事例を紹介し、県内日本語教育の現状を踏まえた適切な項目の提案となっているか。	10	8	6	4	2
④ 実態調査の企画は実施計画の作成につながる提案となっているか。	10	8	6	4	2
⑤ 委託業務の効果を高めるための委託業者独自の知識・ノウハウがあるか。	該当する場合に加点				
	10	8	6	4	2
実施主体の適格性(30点)					
1 実施体制について(10点)					
適切な業務担当者を配置する等、事業を適正かつ確実に実施する体制（組織や人員）を確保しているか。	10	8	6	4	2
2 業務遂行能力について(10点)					
これまでの実績を鑑み、業務を確実に遂行する見込みがあると認められるか。	10	8	6	4	2
3 事業費の妥当性について(5点)					
事業費の積算として必要な経費がすべて計上されているか。	5	4	3	2	1
4 社会的課題への取り組み(5点)					
「仕事と家庭の両立支援」(2点) 「障がい者雇用」(2点) 「若者の採用・育成」(1点) といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。	該当する場合に加点				
	5	4	3	2	1
合計(100点)					